

令和4年度 事業報告・決算報告について（概要）

以下の通り、昨年度実施した事業と決算についてご報告いたします。

1 事業報告

(1)「面会交流部門」の新設と支援員の不足

面会交流とは、一般的に離婚後、母親に付いた子供に、別れた夫を会わせることで、最近はその需要が増えています。そのため、これまで相談部門の中で対応してきましたが、2022年度から独立した部門としました。

面会交流の実施には、別れた夫婦双方から、子供と父親を会わせることについての希望や意見を聞き取り、子供に会わせるためのルールを定め、そして会わせる場には、支援員が母親から子供を預かってその場に連れて行き立ち会う（会わせる日が土曜日が多い）という手間のかかる事業です。

このような状況から、面会交流の希望が増える一方で、支援員の不足が大きな課題になっています。皆様をはじめ、お知り合いの方などで、面会交流の支援員としてご協力いただける方がおりましたら、是非ご紹介いただきたくお願い申し上げます。

(2)コロナ禍で増加するDV被害者の保護

マスコミ等ではコロナ禍によりDV被害が増加していると報じられていますが、それを裏付けるように、ひこばえにおけるシェルターへの入居も増加しており、利用料収入（基本として大人1日1,000円の利用料をいただいています。）においても、前年度に比較して1,028千円から1,416千円と約1.4倍に増加するなど、数字的にも表れています。収入が増えるのはありがたいことですが、避難者が増えるという状況を見ると、依然としてDV被害は減っていないことを実感します。

シェルターも、日本郵便(株)様から助成金をいただき、より快適に過ごせるようにバスタイレを分離する工事を行うことができました。この場をお借りして感謝申し上げます。

(3)関連法律の整備

事業報告と直接関係はありませんが、2022年5月に「女性支援法」が成立し、これにより女性被害支援の根拠法がようやくできました。これまで性暴力被害等への対策の根拠法は、何と1956年に制定された「売春防止法」でした。

また、2023年5月には「DV法」が改正され、DVの対象が身体的暴力だけでなく、精神的暴力まで拡大されました。これらの法律の整備により一層のDV被害対策が進むものと思われます。

2 決算報告

本年も、経常損益段階で約 87 万円の赤字となりましたが、これはシェルターの増改築工事において、最近の物価高騰等により工事費が増加し、予想以上に費用がかかったためです。

(収入の部)

- ・ 昨年に比較し助成金等が倍増したのは、日本郵便(株)様からシェルター工事に対して 200 万円の助成金をいただいた事によります。
- ・ 事業収益が 100 万円以上増加したのは、シェルター入居者増による利用料収入の増加および、面会交流依頼者の増加が大きく反映しています。

(支出の部)

- ・ 事業費支出の増加分の大半(345 万円)はシェルターの修繕に要した費用です。

<令和4年度決算結果と前年度の比較>

区分	項目	R 3 年度 (円)	R 4 年度 (円)	構成比 (%)	増減額 (円)	前年比 (%)
収入の部	会費	511,000	532,000	4.7	21,000	104.1
	寄附金	985,500	820,711	7.2	△ 164,789	83.3
	助成金等	1,870,000	4,150,000	36.3	2,280,000	221.9
	事業収益	4,714,089	5,932,894	51.8	1,218,805	125.9
	その他	13	15	0	2	115.4
	合計	8,080,602	11,435,620	100.0	3,355,018	141.5
支出の部	事業費	7,228,204	10,882,233	88.4	3,654,029	150.6
	管理費	1,502,684	1,423,344	11.6	△ 79,340	94.7
	合計	8,730,888	12,305,577	100.	3,574,689	140.9
収支		△ 650,286	△ 869,957			△ 133.8